

## 知っ得情報

# 学生にも住宅確保給付金 市議団が担当課に確認

住宅確保給付金は離職などで経済的に困窮して住居を失った、または失うおそれがある者に対して給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るとしています。これまで厚労省は学生については「学生は対象外」「夜間定時制は対象」としていたものの日本共産党の田村智子参議院議員事務所が確認したところ「アルバイトで生計を立てていた昼間の学生も対象」と認めました。そのことから5月11日に日本共産党川口市議団も、市に厚労省Q&Aが変更になったことを伝え、川口市としても一律に学生を対象外にしないよう求めました。

**問** 住宅確保給付金の問い合わせ先はどこになるのですか？

**答** 川口市生活福祉1課 自立支援係 電話 048-271-9397・048-271-9412  
新型コロナウイルス感染防止のため相談は電話、申請は郵送となっています。

**問** 支給限度額は？

**答** 月額で単身世帯 47700 円、2人世帯 57000 円、3～5人世帯 62000 円、6人世帯 67000 円、7人世帯 74400 円以内

**問** 支給期間は？

**答** 3か月間を限度とします。ただし、常用就職活動を実施したうえ、支給要件に該当すると認められるときは3か月間を限度にさらに支給期間を2回まで延長できる場合があります。

## 特別定額給付金(一律10万円給付) 郵送申請書は5月末発送予定

日本にお住まいの全ての方へ、10万円の特別給付が始まりました。すでに、マイナンバーカードを使ってのオンライン申請は始まっていますが、これからカードを作る方は2カ月近くかかることが予想されます。郵送申請書は5月末頃を目途に発送、6月中旬頃から順次給付ができるように準備が進められています。郵送申請書をお待ち下さい。申請期限は3カ月以内となっています。

申請書は住民票所在の世帯主宛てに、給付対象者(住民基本台帳に記録されている方)の申請書が郵送で送られ、原則は世帯主名義の銀行口座への振り込みとなります。送るものは下記となっています。

①送られてきた申請書 ②振込口座確認書類 ③本人確認書

◎特別定額給付金の専用コールセンターは5月20日から開設予定です。  
ホームページまたは6月の広報でご確認ください。

※配偶者からの暴力を理由とした避難している方で、川口市内にお住まい(2020年4月27日以前)で住民票を川口市に異動できない方については、川口市に申請の上給付金を受け取ることが出来ます。

お問い合わせは 女性の相談窓口 電話048-299-8162 まで

## ★小規模事業者等事業継続緊急支援金★ 申請受付けています!

小規模事業者・個人事業主のみなさんへ、川口市独自の10万円の事業継続に対する緊急支援金の郵送申請が行われています。電子申請も5月15日(金)から行われます。

また、5月25日(月)からは窓口でも申請出来ますが、混雑が予想され新型コロナ感染防止のためにも、郵送または電子申請をお勧めします。申請書の配布は本庁舎・行政センター・各支所・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会・緑化センターで行われています。ホームページからもダウンロードできます。

●問合せ＝産業労働政策課または党市議団まで。

●郵送先＝〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 経済部 産業労働政策課 あて